

坂町県道推進室からのお知らせ

# 県道だより

発行：平成15年7月1日

〒731-4393 広島県安芸郡坂町  
平成ヶ浜一丁目1番1号  
坂町県道推進室

TEL (082)-820-1536

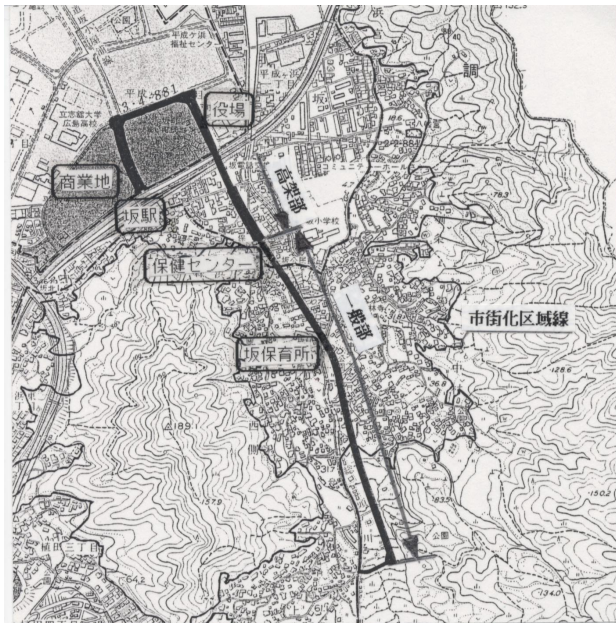
FAX (082)-820-1523

E-mail:sanken@town.saka.hiroshima.jp

坂町では、平成15年4月から、産業建設課内に県道坂小屋浦線の整備を推進していくための専任組織として県道推進室を設置しました。今後は、皆様に逐次、県道事業に係る情報提供をさせていただき、ご理解・ご協力を得ながら、また、事業者となる広島県とも連携して事業を進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

なお、このたびの県道に対するご意見等、ございましたら上記連絡先までお願いします。

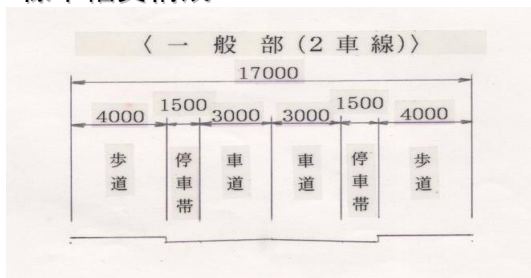
## 事業の概要



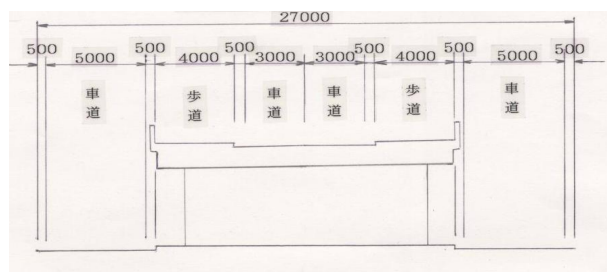
坂町の道路網は、国道31号及び広島呉道路が南北に縦断している他は、狭い道路が地区内にあるだけで、十分に道路として機能していないのが実情です。

県道坂小屋浦線は、坂地区と小屋浦地区を結ぶ本町の幹線道路であり国道31号の補完道路として認定されました。このうち、平成ヶ浜地区から国道31号とJR呉線を立体横断し、坂地区の骨格となる道路区間については都市計画道路坂中央線として整備することとしております。

## 標準幅員構成



## 〈高架部〉



## 現況課題及び期待される整備効果(県道事業とまちづくり総合支援事業による整備)

### 現況課題

- 新市街地と既成市街地がJRにより分断
- 総頭川1号線がJRと平面交差踏切遮断による渋滞、緊急活動への支障、踏切事故の危険性
- 総頭川1号線は蛇行し円滑な通行が確保できない(離合不能区間の存在及び自動車と歩行者等の混在)
- 狭隘道路によりまちが形成



整備後

### 効果

- JRと立体交差し、新市街地との連絡強化
- 坂地区から国道31号への速達性が増すことで利便性向上
- 災害時等での緊急輸送路の確保
- 坂地区土地利用の増進
- 歩行者道整備による歩行者・自転車等の安全の確保

## これまでの経緯

- 平成8年4月 一般県道坂小屋浦線として県道認定（坂～小屋浦間）
- 平成13年3月 都市計画決定  
（都市計画道路坂中央線：坂町平成ヶ浜～坂町坂東四丁目）
- 同上 11月 県道相談コーナーを坂町役場内に設置
- 平成14年8月 地形測量説明会開催（11月～ 測量着手）
- 平成15年4月 坂町に県道推進室設置

## これまでの説明会における主な質疑応答要旨

（Q1）ルートのご決定根拠がわからない。

（A1）平成8年4月の県道認定後、広島県が坂地区の既存市街地の現状と課題を踏まえ、骨格となる道路が必要との基本認識に立ち、JR踏切の横断、地区の幹線道路にあって蛇行し離合不能区間の存在、自動車と自転車・歩行者の混在道路など現況の課題を解消し、さらに道路の沿道利用が可能で将来の土地利用ができる形、並びに新市街地へのアクセス性も勘案し、種々検討した結果、このルートとなりました。町としても長期総合計画に位置付けるなど、坂地区のまちづくりには是非とも必要な道路と考えています。

（Q2）幅員が17mもの広い道路がなぜ必要なのか。

（A2）既成市街地となる坂地区の骨格となる道路であることから、車道を2車線（ $w=6\text{m}$ ）備え、沿道利用のための停車帯（ $w=1.5\text{m}$ ）を設け、高齢化社会に対応した車椅子や自転車の利用を考慮して、安全に通りやすい広さの自転車歩行者道（ $w=4\text{m}$ ）を計画しています。なお、道路幅員については、全国的な基準として道路構造令があり、この基準に基づき行っています。

（Q3）事業に伴う代替地はどのように考えているのか。

（A3）町が考えている代替地及び再建地については、

- ① 坂地区開発所有地（民有地）：約31区画（50～65坪）
- ② 旧役場跡地（町有地）：約3区画（50～70坪）
- ③ 町民グラウンド（町有地）：約16区画（50～55坪）

程度を現在、考えています。

代替地については、関係地権者の方の希望面積など具体的に協議して決定することになります。また、上記以外を希望される場合には、その都度、協議を行わせていただきます。

なお、坂地区開発所有の代替地については、社会情勢の変化等により、坂地区開発が造成について現在、検討中です。詳細が分かり次第、関係地権者の方には相談させていただきたいと考えています。